

厚生労働省 健康局 難病対策課
移植医療対策推進室
室長 井内 努 殿

平成 30 年 6 月 25 日
日本膵・膵島移植研究会
会長 剣持 敬



平成 30 年 4 月 24 日開催の厚生労働省「肝臓・膵臓・腎臓移植の基準等に関する作業班」班会議において、膵臓移植に関連する議題について再度学会・研究会で検討することとなり、平成 30 年 6 月 3 日に日本糖尿病学会「膵・膵島移植に関する常置委員会」、日本膵・膵島移植研究会の合同会議で討議、決定いたしましたので報告いたします(議事録添付)。

1. 膵臓移植における待機 Inactive 制度の導入について

膵臓移植において待機 Inactive 制度を導入する。膵腎同時移植においては膵臓の Inactive と連動して腎臓も Inactive にする。

尚、概要を下記に変更する。

膵臓レシピエントに係る待機 Inactive 制度について

1. 概要

○ 移植希望者(レシピエント)が、感染症等の医学的理由により当面の間移植を受けられない場合又は容体が落ち着いており、当面の間、移植を受ける意思が無い場合に、一時的に臓器あっせんの対象から除外する。

2. 具体的な手順

○ 移植希望者(レシピエント)が、感染症等の医学的理由により当面の間移植を受けられない状態であると確認された場合又は容体が落ち着いており当面の間移植を受ける意思が無い場合は、患者と主治医との話し合いの結果、移植希望者(レシピエント)に当面の間移植を受ける意思がないことが確認された場合、各移植施設の登録医師は登録患者を待機 Inactive の状態に変更する。

○ また、移植希望者(レシピエント)が、医学的理由により移植を受けられない状態ではないと確認され、かつ、再度移植を希望した場合、各移植施設の登録医師は登録患者を待機 Inactive の状態から外す。

○ なお、「待機 Inactive 制度」を利用している期間も、移植希望者(レシピエント)の待機期間の算定の対象となる。

2. 膵臓移植における、小児優先斡旋について

20 歳未満のドナーからの膵臓は 20 歳未満のレシピエントに優先的に斡旋する。

3. リンパ球クロスマッチの取り扱いについて

現行通り実施する。

Japanese Society for Clinical Renal Transplantation



厚生労働省 健康局 難病対策課
移植医療対策推進室
室長 井内 努 殿

2019年6月5日
(一社)日本臨床腎移植学会
理事長 剣持 敬

剣持 敬

膵臓・腎臓の inactive 制度について

平素よりお世話になっております。
掲題の件につき、下記の通り、ご連絡いたします。

日本膵・膵島移植研究会が厚生労働省に要望している膵臓移植レシピエントにおける Inactive 制度の導入に関連して、膵・腎同時移植希望者における Inactive 制度の取り扱いに関しては、本学会として、医学的、社会的妥当性より、膵・腎同時移植希望者においては、膵臓の inactive 時、腎も同時に Inactive とするという日本膵・膵島移植研究会の案を了承している。

Japanese Society for Clinical Renal Transplantation

Association for Supporting Academic Societies (ASAS)
4F, 5-3-13 Otsuka, Bunkyo-ku, Tokyo 112-0012 JAPAN 〒112-0012
TEL:+81-03-5981-6011
E-mail:jsCRT@asas-mail.jp

一般社団法人日本臨床腎移植学会

〒112-0012 東京都文京区大塚 5-3-13
小石川アーバン 4F 学会支援機構内
TEL:03-5981-6011 FAX:03-5981-6012
E-mail:jsCRT@asas-mail.jp